

= 業界情報 =

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.134

【内容】自分で直したのに、工場から請求されている

・車名：輸入車 　・登録年：昭和46年 　・走行距離：不明

エンジンが時々かからなくなり、アイドリングも保持できず、エンストして調子が悪い。車検満了も近かったので購入先に入庫、諸費用として10万円を支払った。しばらく連絡がなかつたのでこちらから連絡すると、「キャブレータが悪いので専門業者にオーバーホールを頼んだが、症状は改善されなかつた。もう少し点検したい」と言われ、それから数週間後、「点火プラグが悪いようなので取り替えたが改善せず、悩んでいる」と言われた。入庫から半年以上経つ頃、「原因がわからず、知り合いの整備工場に預けている」状況と知り、更に今度は、「キャブレータがやはり怪しいので交換したい」「症状が改善されないので、フューエルポンプを交換したが、ポンプを動かすエンジン側の部品が摩耗して正常な動きをしていないようなので、電磁ポンプにしたら解決する」などと黙ってきつた。元のシステムのまま乗りたかたし、入庫から1年半も経つて、今更「電磁ポンプにしろ」と言われても頼りにならないので、車は返却してもらい、自分でインターネットの情報を見て、持っていたリンク品のキャブレータに付け替え、不具合は解消した。そのことを購入先に伝えると、「預かった10万円は、今回の修理代として当社が受け取るが、外注先から10万円以上の請求がきているので払ってやってほしい」と言われたので、「結局は直せず、自分でキャブレータを交換して直したのだから、10万円でも高いと思っている。勝手に外注にしてその外注先も直せなかつたのだから、先渡しの10万円を折半してくれ。この1年半もの間、そちらから見積りや費用の話は一切されていないので、これ以上支払う意思はない」と伝えた。購入先からは、「外注先と当社と3者で話し合いをしたい」と言われているが、私は言われるまま支払わないといけないものなのか。

【対応】

「作業をすれば当然費用がかかるが、整備内容と、概算でも見積り金額を依頼者に伝えて、承諾をもらってから作業するのが商売としての流れ。作業しても、決定打ではないかも知れないことも依頼者に伝えたうえで進めて行くもの。ましてや依頼者の車両を承諾もなく、黙って別の整備工場に運ぶなど考えられないこと。何にせよ、相談者への連絡がなさ過ぎたのが問題だと思う。相談者は購入先に依頼したのだから、外注先と金銭面で交渉する必要はないが、購入先との今後の付き合いも踏まえて、よく話し合ってほしい」と助言し相談を終えた。

大型トラック・バス 流体式リターダー装着車エンジン冷却水の定期交換について 三菱ふそうトラック・バス株式会社

流体式リターダーはトランスミッション回転軸に連結した羽根車にエンジン冷却水を流し込み、その時の抵抗をブレーキ力として利用しており、エンジン冷却水は、エンジン冷却用の他に、流体式リターダーの作動媒体としても使用されています。

指定された交換時期を過ぎてエンジン冷却水を使用していると、防錆能力等が低下し、エンジン、冷却装置、流体式リターダー内部が錆の発生によって損傷するおそれがあり、特に流体式リターダーについては機能低下、及び破損・故障に直接影響します。

指定された交換時期毎に指定のエンジン冷却水に必ず交換されますようお願いします。

■対象車種

1. 大型トラック スーパーグレート 17年モデル～流体式リターダー装着車
2. 大型バス エアロクィーン・エアロエース 17年モデル～流体式リターダー装着車

■部品

ロングライフクーラント（エンジン冷却水）

ロングライフクーラント名	クーラントの色
ふそうディーゼルロングライフクーラント Si	ピンク

■点検整備について

お客様のお車をいつまでも安全で快適にご使用いただくために車載しているメンテナンスノートに基づいた、以下の点検整備を確実に実施されますようお願いします。

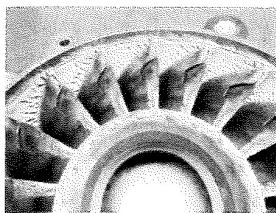
車種	部品名	交換時期（どちらか早く到達した方）
大型トラック スーパーグレート 17年モデル～	ロングライフ クーラント	300,000kmまたは3年ごと
	流体式リターダー装着車	200,000kmまたは2年ごと
大型バス エアロクィーン・ エアロエース 17年モデル～	ロングライフ クーラント	300,000kmまたは3年ごと
	流体式リターダー装着車	240,000kmまたは3年ごと

点検整備の項目及び時期についてはメンテナンスノートに点検整備方式としてまとめて記載しておりますので、点検整備をお客様から依頼された場合は確実な車両メンテナンスの実施を行い、点検整備状況の記入をお願い致します。

メンテナンスノートに収録されている「定期点検整備記録簿」以外の記録簿を使用した場合には、その記録簿をメンテナンスノートに必ず添付してください。

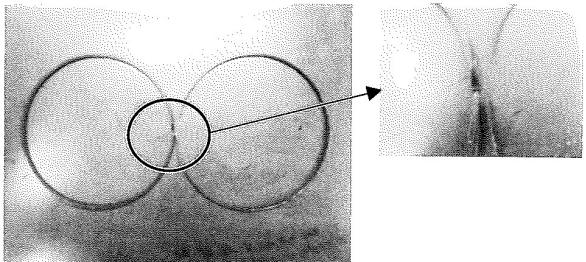
- ・ 詳細はメンテナンスノート、取扱説明書、整備解説書をご参照ください。
- ・ メンテナンスノート等の内容でご不明な点がありましたら、最寄りの三菱ふそう販売会社までお問合せください。

■指定された交換時期を過ぎてエンジン冷却水を使用し、防鏽能力等が低下し、流体式リターダー内部が鏽の発生によって損傷した例

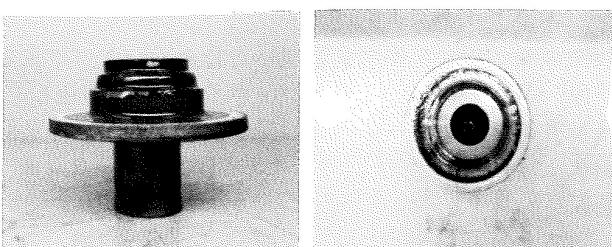


車両 : 大型トラック
走行距離 : 357,133km (エンジン冷却水の定期交換から約 15.7 万 km 経過)

流体式リターダー内部の変色、発鏽。



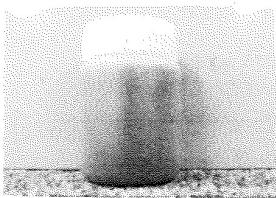
発鏽によりシール材が摩耗し、故障発生。



発鏽による異物がバルブに混入、バルブが詰まり、故障発生。

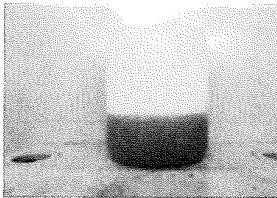
■エンジン冷却水

良品サンプル



車両 : 大型トラック
走行距離 : 7.7 万 km
明るいピンク色。

不具合品サンプル



車両 : 大型トラック
走行距離 : 35.7 万 km
ピンク色が変色し黒ずむ。

【訂正のお知らせ】

会報 2023 年 2 月号に掲載しました整備インフォメーション Vo 1.14.2 の内容の一部に誤記載があった旨の報告が資料提供メーカーよりありましたので、お詫びを申し上げますとともに下記のとおり訂正箇所をお知らせいたします。

訂正箇所：会報 2 月号 P 15 に掲載した <参考> の記載事項

【誤】

<参考>

ECB/AHB のペダリングによるブレーキフルード交換には、ブレーキ制御禁止モードに入れる必要があります。詳しくは修理書を参照ください。

AHB/iBooster の負圧バキューラによるブレーキフルード交換と iBooster のペダリングによるブレーキフルード交換には、ブレーキ制御禁止モードに入れる必要はありません。

× : 使用禁止 ○ : 使用可/作業可

ブレーキフルード 交換方法	電子制御式油圧ブレーキシステム		
	ECB	AHB	iBooster
負圧バキューラ	×	○	○
ペダリング	○ (ブレーキ制御禁止モード必要)	○ (ブレーキ制御禁止モード必要)	○

【正】

<参考>

AHB の負圧バキューラによるブレーキフルード交換と、ECB/AHB のペダリングによるブレーキフルード交換には、ブレーキ制御禁止モードに入れる必要があります。詳しくは修理書を参照ください。

AHB/iBooster の負圧バキューラによるブレーキフルード交換と iBooster のペダリングによるブレーキフルード交換には、ブレーキ制御禁止モードに入れる必要はありません。

× : 使用禁止 ○ : 使用可/作業可

ブレーキフル ード 交換方法	電子制御式油圧ブレーキシステム		
	ECB	AHB	iBooster
負圧バキュー ラ	×	○※ (ブレーキ制御禁止モード必要)	○
ペダリング	○ (ブレーキ制御禁止モード必要)	○ (ブレーキ制御禁止モード必要)	○

※IG-OFF 後も自動でシステムチェックが行われるため、その時にブレーキ制御禁止モードに入れずにバキューラを使用しているとダイアグが出る可能性があります。

会員の皆様へ

車検・定期点検割引クーポンの精算について

昨年10月15日(土)に開催した「車ふれあい祭2022」において実施した「定期点検サポートキャンペーク」のクイズの賞品として下記の「車検・定期点検割引クーポン(5,000円割引券)」を当選された50名の皆様に送付しました。

この割引クーポンは、車検・定期点検及び一般整備(オイル交換等)時の料金割引クーポンとなります。ご利用がありましたらクーポン券裏面の記載内容をご確認の上、料金の精算にご協力をよろしくお願ひします。

割引クーポン表面



割引クーポン裏面

お客様へ

- AMSマークの当会会員工場で、この割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページでご確認下さい。
- 本券の有効期限は、令和5年11月30日とします。
- 車検・定期点検料金から5,000円を割引します。
- この割引券は、現金とのお引き換え及び釣り銭のお返しはしません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。
- ご記入頂いた個人情報は当会にて適切に管理し、その他の目的には使用致しません。
- 本券は1回の使用に1枚です。
また複写したものは使用できません。



実施された自動車整備工場へ

- 割引券の利用があった場合は、請求金額から5,000円(税込)を割引して下さい。
- 下記の必要事項をご記入の上、振興会に割引券を持参し精算して下さい。
- 精算の期限は令和5年12月28日までとします。

〈工場記入欄〉

お客様のお名前

認証番号

8-

車両番号

実施工場名



**車検・点検整備は
AMS看板の県下整備工場へ**

(一社)山梨県自動車整備振興会
笛吹市石和町唐柏790 (TEL055-262-4422)

2023年1月から

自動車検査証(車検証)が変わりました！

電子車検証(表面)



ここが変わった！電子車検証！！

用紙サイズがA4からA6に
コンパクトになりました

※それに伴い、従来の自動
車検査証に記載されてい
た項目の一部は券面に記
載されません

ICタグが内蔵され、その中
に従来、自動車検査証に記
載されていたすべての情報
が記録されています

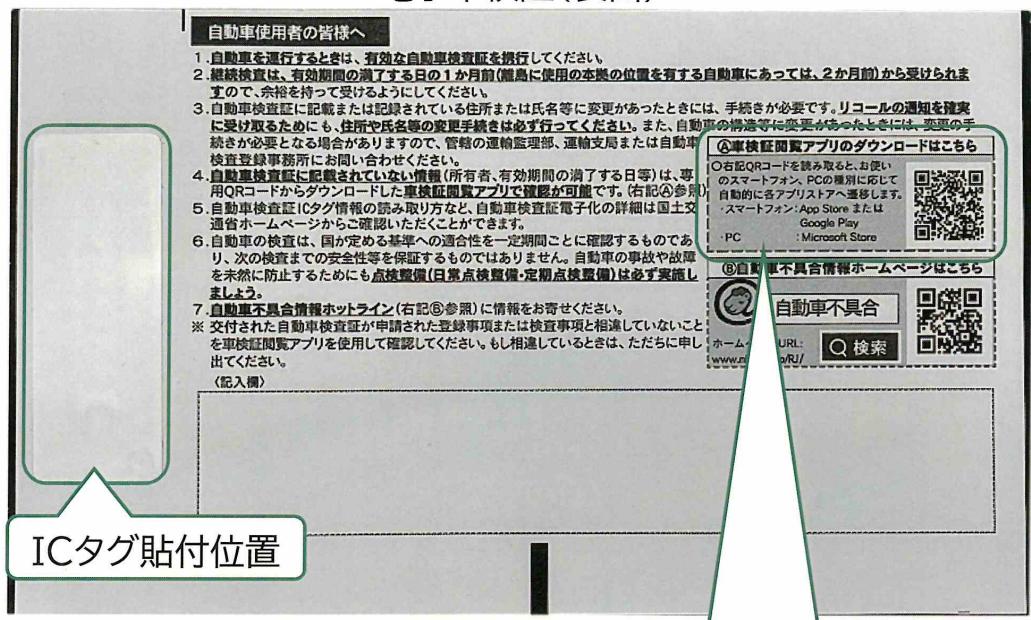
※電子車検証の取扱いの注
意点等は裏面をチェック

2023年1月以降、順次、電子車検証に切り替わります！

自動車整備振興会



電子車検証(裏面)



ユーザー本人が電子車検証の情報を確認するには、スマートフォンなどで、このQRコード※から閲覧アプリをダウンロードし、ICタグを読み取ることで可能となります



※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です

■取扱上の注意点

Q:車の中に保管してもいいですか。

A:従来の車検証と同様にダッシュボードの中等に保管いただいている構いませんが、ダッシュボードの上等、過度な高温になる場所に長時間放置することは避けてください。

なお、今までと同様に車両運行時には車検証を携帯する必要があります。

Q:電子車検証を折り曲げてもいいですか。

A:破損の原因になりますのでICタグの部分は折り曲げないでください。

詳しくはこちら ➡ 電子車検証特設サイト <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせ

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。
国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html



国土交通省

YouTube Twitter 本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音

Google カスタム検索

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お

自動車

組織 予算 税制・財政 統計データ パブリックコメント 報道発表 関連リンク集

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 自動車特定整備事業について

自動車特定整備事業について

自動車整備制度は、これまでのエンジンやブレーキなどを取り外して行う「分解整備」から、その範囲を取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等(電子制御装置整備)に拡大するとともに、対象装置として、自動運転レベル3以上の自動運転を行う自動車に搭載される「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改め、新たな制度として令和2年4月からスタートします！

認証を受けなければ、機密の自動車のフロントガラス、パンパ、クリル、マフラー、レーダーが行えません!!!

その作業、本当にやって大丈夫♪ 許可つけて

STOP違法整備!!

令和2年4月1日から検定の自動車のガラス、パンパ等の純正行為にも認証が必要となります。

未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(

令和4年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施致します。
また、該当支部の事業場(認証工場)には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
甲 府 北	令和5年3月 8日(水)	甲府車検センター 協業組合	9:30~16:00
甲 府 南	3月 9日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00~16:00
日 下 部	3月15日(水)	振 興 会 実 習 場	9:00~16:00
市 川	3月23日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00~16:00

= 統 計 =

検査予約無断キャンセル状況(2月分)

2月分のキャンセル多発事業場はありませんでした。ご協力ありがとうございます。
引き続き、予約の申し込みとキャンセルには、十分なご配慮をお願い致します。
なお、2月分の検査前日の18時以前に予約を取り消した件数は次のとおりです。
安定した予約制度とするため、確実な予約を行うようご協力ください。

2月分のキャンセル件数は次のとおりです。

普通車	440
軽自動車	1,462
合 計	1,902

会員移動・変更状況について

◇変更

支 部	認 証	事 業 場 名	住 所
〔変更前〕甲府東 〔変更後〕東八	260	山梨日野自動車(株)	〔変更前〕甲府市酒折1-2-10 〔変更後〕笛吹市御坂町成田2428 TEL 055-261-6200 FAX055-261-6100